

富山県中央会助成事業の概要

1. 組合特定問題研究会（中央会が事業費を支出する事業）

（1）懇談会の開催

組合等が抱える当面の諸問題を解決するため、専門家・行政機関・関係団体から委員を委嘱し、当該問題を解決するために開催するもので、本会と事前に協議しながら進めるものです。

対象経費 専門家等の謝金・旅費・会場費・通信費・資料費など
予定回数 全体枠30回
事業費規模 1回あたり55千円（自己負担なし）

（2）研修会の開催

組合等が抱える当面の諸問題を解決するため、専門家等を招いて、組合員などに普及させるもので、テーマは、経営全般・税務・労働・異業種交流・新分野進出など幅広いものとなります。

対象経費 専門家等の謝金・旅費・会場費・通信費・資料費など
予定回数 全体枠15回
事業費規模 1回あたり98千円（自己負担なし）

2. 個別専門指導（中央会が事業費を支出する事業）

（1）テーマ別

組合等が抱える法律・税務・会計など諸問題を解決するため、弁護士や税理士等専門家のアドバイスを受けるものです。

対象経費 専門家の謝金・旅費
予定回数 全体枠5回実施
事業費規模 1回あたり21千円（補助率2/3、自己負担1/3）

（2）組合別

組合等が抱える法律・税務・会計など諸問題を解決するため、一定の期間（延べ10回）にわたり弁護士や税理士等専門家を派遣して、アドバイスを行うものです。

対象経費 専門家の謝金・旅費
対象組合等 1組合等
指導回数 1組合等あたり延べ10回
事業費規模 231千円（補助率2/3、自己負担1/3）

3. 組織化集中指導（中央会が事業費を支出する事業）

一定のテーマを持った中小企業グループに対し、組織化の進め方・共同事業の進め方等について、専門家等の助言を受けて指導を行うもの、又は各事業別に組織された組合等を対象にして、専門家等を活用しながら組織運営指導を集中的に行うものです。

対象経費	謝金・旅費・会議費・会場借料・資料費
指導回数	3回
事業費規模	315千円（補助率2/3、自己負担1/3）

4. 青年部研究会（中央会が事業費を支出する事業）

今後の中小企業を担う青年経営者等の資質の向上を図るとともに、こうした青年経営者等の活力と創意工夫が組合等の活動に発揮されることを期待して、組合等の青年部活動に助成するものです。

対象組合等	組合等の青年部
対象内容	①経営管理・販売管理・経理・財務・労務・組織運営等に関する青年経営者等の資質の向上を図るための研究 ②新製品の開発・新技術の導入・新分野進出・その他当該業種が直面している問題に関する研究 ③中小企業および組合等の今後のあり方に関する研究
助成対象数	2組合等
対象経費	謝金・旅費・会議費・会場借料・資料費等
開催回数	3回
事業費規模	255千円（補助率2/3、自己負担1/3）

5. 女性部研究会（中央会が事業費を支出する事業）

中小企業並びに組合等が従来に増して活性化を図るためには、「女性の視点でものを考える、見る」ということが重要であり、組合等における女性活動の活発化を図るため、その研究会の開催に助成するものです。

対象組合等	組合等の女性部
助成対象数	2組合等
対象経費	謝金・旅費・会議費・会場借料・資料費等
開催回数	3回
事業費規模	255千円（補助率2/3、自己負担1/3）

以下の事業(3~4頁)は小企業者組合を対象とした助成事業です。

6. 小企業者特別講習会（中央会が事業費を支出する事業）

小企業者組合の役職員及び小企業者を対象とした講習会及び研修会にかかる経費の3分の2を補助します。（3分の1自己負担）

補助金の上限は10万円といたします。

7. 小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業（組合が事業費を支出する事業）

小企業者組合が組合員及び組合の活性化のために実施する事業（※）に関する
フイジビリティ・スタディ（実現可能性調査）にかかる経費及びその結果を活用した具体化のための事業にかかる経費を補助します。

（※）ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統技能の継承、商圈調査・分析等

補助金額・補助率：1件あたり1,200（千円）を上限とします。

補助対象費の2/3を助成します。

（*）詳細については、4ページをご覧ください。

8. 専門家派遣指導事業（中央会が事業費を支出する事業）

小企業者組合の組織運営、事業運営に係る課題、問題点を解決するため、専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等）に相談した際の専門家謝金及び旅費について補助いたします。（専門家が派遣された場合のみ対象となります。全額補助）

※小企業者組合とは

- ① 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人（以下同じ））以下の会社及び個人）であるもの
- ② 事業協同小組合及び企業組合
- ③ 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの
- ④ 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの
- ⑤ 前記①～④に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあっては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの

(詳細)

小企業者組合成長戦略推進プログラム等支援事業（補助事業）

組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援します。

※フィージビリティ・スタディ・・・事業（新製品や新サービス、新規事業）に関する実行可能性や実現可能性を検証する作業

1. 事業内容

次の①及び②を実施する組合等について補助対象といたします。

- ①小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施する、ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、今後の原材料の安定的確保、消費者ニーズに対応する新たな意匠開発、他分野等との連携による技術開発、物流システムの効率化、伝統技能の継承、等に関するフィージビリティ・スタディ
- ②上記のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、テストマーケティング等の具体化のための事業

2. 補助対象経費

事業の実施に必要な謝金・旅費・会議費・印刷費・原稿料・雑役務費・通信運搬費・消耗品費・借損料・委託費

3. 補助金額・補助率

補助対象経費の2/3以内又は1,200,000円以内のいずれか低い額

4. 補助事業実施期間

補助金の交付決定を受けた日から平成29年2月中旬まで

5. 補助の申込み

補助事業を実施しようとする組合は、事前に本会与打合せのうえ、補助金公募申請手続きが必要です。